二　組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が小切手による受領を拒んだとき。
三　常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。
四　旅費の支払をするとき。
五　組合に使用されている者に対して給与の支払をするとき。
六　短期経理において、法第五十条、第五十一条及び附則第八条の規定に基づく給付の支払をするとき。
七　保健経理、医療経理、宿泊経理又は物資経理において、日常消費する物件を購入するとき。
八　保健経理において、厚生費の支払をするとき。
九　貯金経理において、組合員に貯金の払戻しをするとき。
十　貸付経理において、組合の代表者が財務大臣と協議して定める額以下の貸付金の支払をするとき。
十一　掛金等を還付するとき。
十二　前各号に掲げる場合を除くほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けたとき。

（収納手続）

第四十二条　出納主任は、現金を収納した場合（第四十八条の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

（収納金の預入）

第四十三条　出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に預入することとし、直ちにこれを支払にあててはならない。ただし、組合の現金自動預払機により第四十一条第二項第九号に規定する貯金の払戻しをするときは、この限りでない。

（支払手続）

第四十四条　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座からの必要な資金の払出しを当該預金口座を設けている取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせる場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。

2　出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法によつて行つた場合は、この限りでない。

3　出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］

（収納手続）

第四十二条　出納主任は、現金を収納した場合（第四十七条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

（収納金の預入）

第四十三条　出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に預入することとし、直ちにこれを支払にあててはならない。ただし、組合の現金自動預払機により第四十五条第一項第九号に規定する貯金の払いもどしをするときは、この限りでない。

（支払手続）

第四十四条　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、第四十八条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。

［項を加える。］

［項を加える。］